



食物アレルギー検査について

【食物アレルギー表示】

食物アレルギーは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表14に示されている表示義務のある「特定原材料」8品目と、通知「食品表示基準について（別添「アレルギーを含む食品に関する表示）」で表示を推奨する「特定原材料に準ずるもの」20品目に分けられます。（R7.3.20現在）

「特定原材料」【表示義務】（8品目）



卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに、くるみ

令和5年3月9日、【食品表示基準の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第15号)】が公布され、食品表示基準別表第14に「くるみ」が追加されました。令和7年3月31日までの経過措置期間を経て、令和7年4月1日より、容器包装された加工食品及び添加物について、その表示が義務づけられます。

「特定原材料に準ずるもの」【表示推奨】（20品目）

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン



【食物アレルギー検査】

【検査方法】

当センターでは、新規取扱商品を対象に、「兵庫県学校給食用食品内容明細書」内の「特定原材料」の空欄（アレルギー表示なし※）の品目について、食物アレルギー物質検査（イムノクロマト法（簡易定性検査））を、外部検査機関へ委託し実施しています。

※アレルギー表示なしとは、

- ①原材料等にその特定原材料を使用していない
- ②同一製造ライン上でその特定原材料を使用した別製品を製造していない、ことを指します。

【検査結果】

令和7年度新規取扱商品のうち、14商品88品目の検査を実施したところ、すべての品目で陰性でした。（ホームページの検査結果欄をご参照ください。）

～カシューナッツの表示義務化、ピスタチオの表示推奨へ～



消費者庁は、令和7年1月21日、2025年(令和7年)度中に食物アレルギーの義務表示に「カシューナッツ」を、推奨表示に「ピスタチオ」を追加する方針を決めました。

3年ごとに実施されている食物アレルギーについての消費者庁の調査では、木の実類のアレルギー症例の増加が続いています。

令和6年度（調査期間令和5年1～12月）調査の結果、原因食物でカシューナッツは7番目に多くその割合は前回調査の1.6倍に、ピスタチオは2倍に増えていました。

また、ピスタチオ、カシューナッツなどは重いショック症状を引き起こすケースが多いとして、誤食予防の対策を取る必要があると指摘されています。